

建設業の時間外労働の上限規制等に関する説明会を開催します！

時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた建設業に対して、令和6年4月1日から、上限規制が適用されています。

埼玉労働局・労働基準監督署では、昨年に引き続き、建設事業の労務管理担当者様等を対象として、時間外労働の上限規制等の内容を中心とした説明会を下記の日程で開催いたします。

今回の改正では、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36協定届）の様式も変更されており、その内容、留意事項等についてもご説明いたします。

建設事業者の皆様にはぜひご参加いただきたくお願い申し上げます。

説明会会場、申込方法等、詳細は、埼玉労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/event/2024roudou-setsumeikai.html



1 埼玉労働局・労働基準監督署で開催する説明会

開催労働基準監督署	開催日
川口労働基準監督署	令和6年9月18日（水）
春日部労働基準監督署	令和6年10月16日（水）
川越労働基準監督署	令和6年12月
さいたま労働基準監督署	令和7年2月

※本説明会は、厚生労働省がランゲート株式会社へ委託し、実施しております。申し込みは、上記埼玉労働局ホームページから、**ランゲート株式会社『時間外労働の上限規制等に関する説明会』ホームページ**に移動いただき、お申し込みください。

2 労働基準監督署で開催する説明会

開催労働基準監督署	開催日
さいたま労働基準監督署	令和6年10月4日（金）
行田労働基準監督署	令和6年10月24日（木）
さいたま労働基準監督署	令和6年11月5日（火）
秩父労働基準監督署	未定

※本説明会は、**各労働基準監督署**が開催しております。申し込みは、上記埼玉労働局ホームページから、『**労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト**』に移動いただき、お申し込みください。

担当 埼玉労働局労働基準部監督課
電話 048-600-6204